新温泉町放課後児童クラブ

しおり



【児童クラブへの連絡について】

予約の申込・キャンセルについての連絡、またその他児童クラブに関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

※「すこやか~に」へのお問い合わせはご遠慮ください。

●月~金曜日

新温泉町役場 こども教育課 1482-5627

放課後児童クラブについて

1 放課後児童クラブとは

保護者(祖父母等含む)が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後 や長期休業期間等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

2 運営方針

児童に対して、家庭的な雰囲気を盛り込み、児童の開放感、活動性を尊重して、定型化することなくのびのびとした環境づくり、健全な遊びと正しい生活環境を身につけるように指導します。

3 対象児童

- (1) 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童
- (2) 保護者が疾病等の理由により、家庭内での健全育成が困難な小学校の児童
- (3) その他、町長が特に健全育成上指導を必要と認めた小学校の児童 ※家庭で保育ができる場合は対象になりません。

4 定員

1カ所につき、おおむね30名

5 開設場所

- (1) はまさか北児童クラブ 新温泉町立浜坂北小学校 味道館2階ミーティングルーム
- (2) おんせん児童クラブ 保健福祉センター「すこやか~に」2階 機能回復訓練室

6 開設日·開設時間

- (1) 開設日:月曜日から土曜日
- (2) 開設時間:月曜日から金曜日は、小学校終業時から午後6時まで 学校の臨時休業日、土曜日、長期休業日(春休み、夏休み、冬休み)は、 午前8時から午後6時まで

※希望により午前7時30分から児童を受け入れます。(申し込みは3日前まで)

- (3) 休みの日:日曜日、国民の祝日、8月13日~15日、12月29日~1月3日、 その他町長が特に必要と認めたとき(しおりP5参照)
- (4) 延長利用:午後6時から午後7時まで(申し込みは3日前まで)

7 利用予約

利用を希望する日の3日前までに各クラブへ電話等により予約をしてください。当日予約の場合は、利用状況によって希望に沿えないことがあります。

8 送迎

保護者の責任でお願いします。帰宅する時は、保護者の付き添いをお願いします。 なお、平日の放課後、各地域2便(低学年下校、高学年下校)移送サービスを行います。 利用料金は無料です。土曜日及び小学校休業日(春、夏、冬)は運行しません。

9 入所の制限

疾病(インフルエンザ等)があり、他に感染するおそれのあるとき

10 費用負担

- (1) 利用料金※
 - ○入所児童1人につき
 - ア) 半日利用は、日額250円 (平日授業終了後など5時間以内の利用)
 - イ) 1日利用は、日額 500 円 (土曜日、春・夏・冬休み期間中などで 5 時間を 超えての利用)
 - *単価×利用日数が月の利用料金になります。
 - ○各月ごとの負担限度額

入所児童1人につき

- ア) 4月、7月、12月、1月、3月 月額7,000円
- イ) 5月、6月、9月、10月、11月、2月 月額6,000円
- ウ)8月 月額10,000円
- ※要保護・准要保護世帯に該当される方は減免の対象となります。減免を希望される方は、申請書の提出が必要です。
- ※利用料金について不明な点がありましたら、こども教育課までお問い合わせください。
- (2) おやつ代 (実費相当額)

入所児童1人につき、1回30円。

- 例1) 平日の授業終了後に利用した時、1回食べた場合は30円
- 例2) 夏休みに朝から夕方まで利用した時、午前と午後に食べた場合は60円 *30円×おやつを食べた回数が、利用した月のおやつ代となります。
- (3) 共済掛け金

児童クラブ共済の掛け金として、入所児童 1 人につき月額 150 円を、利用のあった 月ごとに納付していただきます。

(4) 延長料金

延長利用1回につき250円いただきます。

上記(1)+(2)+(3)+(4)の合計が、月の費用負担金額になります。

例)半日利用 10 日 (おやつ 1 回×10 日)、1 日利用 3 日 (おやつ 2 回×3 日)、延長利用 5 日 (延長利用 1 回×5 日) の場合

利用料金: 250 円×10 日=2,500 円、500 円×3 日=1,500 円

おやつ代: (10回+6回) ×30円=480円 保険料金: 150円

延長利用: 250 円×5 日=1, 250 円

負担金計:4,000 円+480 円+150 円+1,250 円=5,880 円

| 11 費用の納付期限

クラブの費用は、利用月の翌月 15 日(15 日が休みの場合は、翌営業日)にお届けいただいている口座からの振替となります。利用料金は、利用月の翌月 5 日頃にお知らせします。

12 傷害保険への加入

クラブでは、万一の場合に備え、「児童クラブ共済」(児童健全育成推進財団)に団体加入しており、入所児童がクラブの利用中にケガをした場合に見舞金が支払われます。

ただし、児童に起因する故意の事故やケンカなどの責任、また、入所時間中に塾等へ通 所する時に発生した事故などについては責任を負いかねます。

保護者の皆様へ(お願い)

1 クラブへの送迎

- (1) 午後7時以降の延長は認められませんので、時間厳守でお願いします。
- (2) 送迎は原則、保護者の責任でお願いします。児童一人で帰宅させないでください。
- (3) 保護者が送迎できない場合は、責任の持てる方にお願いしてください。その場合は 事前に必ず電話で支援員に知らせてください。
- (4) クラブ時間中に塾等に行く場合は、保護者の責任でお願いします。

2 クラブに必ず事前に連絡(届出)していただきたい事項

- (1) お子さんが欠席される場合(小学校を休む場合も連絡してください。)
- (2) 保護者が迎えに来られない場合(迎えの方が変更になる場合も連絡してください。)
- (3) お迎えの道中で事故渋滞に巻き込まれる等、やむを得ずお迎えが遅くなる場合
- (4) 連絡先が変更になるとき (携帯電話番号を変更した場合も連絡してください。)
- (5) 家庭でお子さんの面倒が見られるようになったとき
- (6) 転居などによってクラブを退所されるとき

3 弁当の持参

給食のない日、土曜日や夏休み等は弁当を用意してください。また、毎日水筒(お茶)を持たせてください。

4 発病等があったときの対応

お子さんがクラブで発病・事故等があった場合は、直ちに連絡をとりますのですぐに迎えに来てください。

5 宿題について

宿題については、基本的にお子さんの自主学習です。宿題をするよう声かけはしますが、 自主的に取り組まない場合や全部できない場合もありますので、必ず自宅で保護者の方が 宿題の確認をお願いします。

6 持ってきていただく物

- (1) 着替えをクラブに常時置いておきますので、着替えをご用意ください。
- (2) お茶(毎日水筒にお茶を入れて持たせてください。)
- (3)上靴*(帰りは校舎を通らないため、専用の上靴が必要です。) ※はまさか北児童クラブのみ。おんせん児童クラブは不要です。
- (4) ハンカチを常に持たせてください。
 - *持ち物には全て名前を記入してください。
 - *しばらくクラブを利用されない時は、着替え、上靴(はまさか北児童クラブのみ)を持ち帰りください。

7 その他

- (1) 保護者が休みの日のクラブ利用はご遠慮ください (病気等の場合を除く)。
- (2) おやつの関係で、児童にアレルギー(アトピー等)がある場合は、事前に支援員にお知らせください。
- (3) クラブでは、支援員を「先生」と呼び、マナーを守るよう児童にご指導ください。
- (4)他の児童とトラブルの原因になるため、特別な事情がある場合を除き、児童にはお やつやおもちゃを持参させないでください。
- (5) 負担金を滞納した場合や著しく他児童の妨げとなる場合は、利用を停止することがあります。
- (6) その他、不明な点につきましては、各クラブ又は役場こども教育課へお問い合わせください。

警報発令時の利用について

警報発令時は、下記のとおり開設します。(対象となる警報:大雨、洪水、暴風、大雪、 暴風雪)

ただし、児童の安全が確保されないと判断される場合は閉所します。その際は、児童クラブから保護者に連絡をしますので、随時迎えをお願いします。

児童を受け入れする前に休みにすることを決定した場合は、行政放送等によりお知らせします。

状況	開設時間	利用方法等
1. 警報が発令され、小学校が朝から休校となったとき	午前8時〜午後6時 ※希望により午前7時30分 から児童を受入れます。 ※延長利用はできません。	保護者が就労等のため、どうしても家庭でみることができない児童のみお預かりします。 利用される場合は、午前9時までにクラブへ利用の連絡をしていただくか、直接保護者が、児童を連れて来てください。 弁当の持参をお願いします。
2. 警報が発令され、 小学校が下校を早め たとき	開設の体制が整い次第 ~午後6時 (開設の体制が整うまで、児童 は小学校で待機) ※延長利用はできません。	当日の利用予約をしていた児童のみお預かりします。

放課後児童クラブが休みになる場合

状況	学校	児童クラブ
1. インフルエンザ等の感染症が発生したとき	(1)学級閉鎖になった場合 ※閉鎖を決定した日を含む	閉鎖のクラスの児童は休み
	(2)学年閉鎖になった場合 ※閉鎖を決定した日を含む	閉鎖の学年の児童は休み
	(3)学校閉鎖になった場合 ※閉鎖を決定した日を含む	閉鎖学校の児童は休み
	(4)金曜日が学校(学級)閉鎖 になった場合 ※閉鎖を決定した日を含む	閉鎖学校(学級)の児童は土曜日も 休み
2. その他	児童の安全が確保されないと判断される場合は休みとします。	